

意見提出者	国際航業株式会社 空間情報推進本部
1. 項目	気象予報業務に対する規制緩和（気象庁以外の者が行う業務の規制緩和）
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>近年、気象、地象、水象の予報の提供方法、並びに受領方法は、高度化、多様化している。しかし、重大な災害の起こる恐れのある旨を警告して行う予報（警報と呼ぶ）は、気象庁（もしくは、気象庁の警報事項を適時受け取ることができない市町村の長）の独占業務となっており、気象庁以外の者が提供することはできない。</p> <p>気象庁以外の者が設置した独自の高密度な観測網による観測結果に基づいた予報であっても、それが警報にあたる場合には、当該情報を提供することができない状況にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>気象業務法 第17条 気象業務法 第23条 気象業務法施行令 8条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>警報の提供に関して、観測方法、予測手法、報告義務等は、一定の基準やルールを策定し、これを満たす必要があるが、気象庁以外の者においても警報提供を実施できるよう、規制を緩和する必要がある。これにより、観測網の充実化による予測精度向上や、予測結果の検証が可能となり、予測手法の高度化が期待できる。</p>